



近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 原 仁 司
 編集人 広報委員長 夫 馬 竜 司

〒 556-0011 大阪市浪速区難波中3-14-12
 浪速区産業会館3階
 TEL (06) 6556 - 6965
 FAX (06) 6556 - 6975



支部旅行



区民祭り

目

次

新年のご挨拶	原 仁司 (2)
謹賀新年	支部役員一同 (2)
新年のご挨拶	寺岡 忠 (3)
今年は巳年当たり年	(4)
特別寄稿	
辻本昭一先生を偲んで	篠田 格 (6)
恩師故辻本昭一先生を偲んで	中谷 裕之 (6)
会員情報	(7)
支部厚生事業に参加して	
支部旅行支部ゴルフ(浪一会併催)優勝	原 仁司 (7)
支部旅行に参加して	天野 利彦 (8)

同好会だより	
釣り大会	夫馬 竜司 (9)
麻雀大会優勝	清水 章 (9)
青年部だより	谷 祐司 (10)
本会だより	榮村 聡二 (11)
区民まつりに参加して	
ナニワ区民まつりに参加して	安井 貴生 (12)
新入会員ご紹介	(13)
俳壇	(13)
委員会だより	(14)
税務署だより	(18)
PHOTO	(30)
編集後記	(30)



新年のご挨拶

支部長 原 仁司

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方に於かれましては、心穏やかな新年をお迎えになられている事とご賢察致します。

さて、世界の状況を鑑みますと、ウクライナ情勢では北朝鮮によるロシア支援で更なる長期化の一途を辿る兆候がみえる一方、イスラエル人質解放戦争の長期化に加え、その他諸外国の力関係も緊迫する中、アメリカでは大統領選挙でドナルド・トランプ氏が勝利し、個人的には全世界的な平和な経済復興には未だ高い壁がある状況かと考えます。

又、国政でも先の選挙で政治資金問題で過半数割れした石破新政権の下、支持率は未だ回復せず一部連立を余儀なくされ、経済対策では103万円の壁やガソリン税のトリガー条項凍結解除などを受け入れるのか問題が山積している中、支援とは裏腹にさりげない社会保険料額の上限3万円増額や、マイナンバーカード早期活用強要による世間との認識の歪みを始め、インボイス制度や電子帳簿保存法に加え定額減税の後始末等の煩雑な経理処理の多寡だけで、本来の日本の景気回復の進展に資する対策なのか一抹の不安がよぎるばかりです。

さて、支部としては支部主要の諸行事や署支部懇談会始め、税に関する作文の表彰・披露や税を考える習慣並びに租税教育の推進拡大など、税の啓蒙活動の一環としての身近な税への取組みの一層の充実を図ると共に、所得税の確定申告期には独自事業として所得税確定申告無料相談会（支部事務局を会場）の開催並びに納税協会主催による

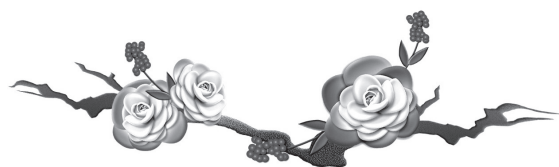
決算・申告相談（協議派遣事業）としての税務支援業務を継続して参ります。

支部研修に関しても、今後も受講義務達成に向け会場開催を中心に更に実施し、今年の支部賀詞交換会においては、定例となりました研修に浪速税務署様をお招きし、確定申告等の留意点その他の研修を開催する予定です。

更に、厚生事業では昨年も佐賀嬉野方面に無事開催出来ましたのを始め、同好会（浪一会ゴルフ、釣り大会・麻雀大会他）並びに青年部活動等も通常通り企画・実施出来ました事をご報告し、次回は改めて45周年記念旅行にも前向きに検討しております。

今後も各委員会において支部会員先生に有用な企画・立案を提案して参りますので、浪速支部の先輩先生方の豊富な経験とお知恵をお借りしつつ、伝統の「和気藹々」の精神を忘れず、若い新執行部一同2年目の支部運営も精一杯努めてゆく所存ですので、是非温かい御心で、一層のご指導・ご鞭撻と共に、ご助力・ご協力をお願い致します。

結びとして、支部会員先生方並びに浪速税務署様始め関係各位皆様方のご健勝・ご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念致しますと共に、長年に亘り培って参りました相互の信頼関係を引続きご継承戴けます事を重ねてお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせて頂き戴きます。



謹賀新年

支部役員一同

支部長	原 仁司
副支部長	古川 貴博
同	山口 義弘
同	鈴木 義教
同	猿木 真紀子
同	藤本 伸太郎
同	西本 毅
同	伊藤 昌紘

副支部長	夫馬 竜司
幹事	東 精一
同	鳥野 佳子
同	野垣 匡伸
同	谷 祐司
同	宮本 幸恵
同	金本 昌史
同	前田 尚宏

幹事	檜垣 孝司
同	平安座 佐知子
同	宮脇 忍
同	川上 俊洋
支部監事	岩崎 勇作
同	溝口 隆夫
本会理事	榮村 聡二



新年、あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、近畿税理士会浪速支部の先生方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

原支部長をはじめ、先生方には税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なるご支援を賜っており、紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本年の干支は「乙巳（きのとみ）」です。

「乙」は十干の2番目で「木」の要素を持ち、草木がしなやかに伸びる様子や横へ広がっていく意味を持つそうです。

また、「巳」はご承知のとおり「み・へび」でして、神様の使い、脱皮を繰り返すので不老不死のシンボルで、「困難を乗り越えて新たな段階に進む年」なのだそうです。

この2つを併せ持つ今年は「再生や変化を繰り返しながら、柔軟に発展していく年」に当たるとのことで、世の中が生き活きとして、笑顔が広がるような多くの再生と変革を期待したいと思います。

さて、まもなく令和6年分所得税等の確定申告期を迎えます。

医療費控除や寄付金控除による還付を受けるために申告相談会場にお越しになる方が相当数おられ、地域によっては、このために会場に並んで一日仕事で申告を終えられることは、先生方もご承知のことと思います。

手前味噌で恐縮ですが、e-Taxは過去に比して相当に改善されており、特にスマートフォンを用いた申告は飛躍的に使いやすくなっております。

顧問先を訪問される等の機会には、ぜひ、待たずに自宅で申告できる「マイナンバーカードを用いたスマホ申告」をご案内いただくようお願い申し上げます。

特にご留意いただきたいのは、今年から全国の税務署で申告書等の控えに収受印を押さないことになった点であります。

収受印を押した確定申告書の写しを役所や保育所などに提出する必要がある方は、スマホ申告であれば、受付日時が表示されたものが印刷できますよと付言願えれば幸いです。

それから、確定申告の相談会場は、昨年の対象10署に港署が加わり、市内11署の合同で「梅田スカイビル」に開設することとしております。

近畿税理士会浪速支部におかれましては、独自事業である「確定申告無料相談会」や浪速納税協会が開設する申告相談会場の税理士派遣に加え、昨年から「梅田スカイビル」での申告相談にも従事していただいております。

先生方のご理解と献身的な活動に対しまして、心から敬意を表します。

話は変わりますが、税務署では本年も事業者のデジタル化推進や消費税のインボイス制度の定着、電子申告とキャッシュレス納付の推進に努める所存でございます。

各種事業を円滑に実施するため、先生方との連携協調体制をより一層深めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、近畿税理士会浪速支部の益々のご発展と、会員の先生方はもとよりご家族のご健勝並びにご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



今年は巳年当り年



当り年を迎えて

田井 一則

今年は、私にとって当り年になるのだと改めて思いました。

私は昭和28年10月生まれで今年で6回目の当り年で、72歳を迎える事となります。

昔を振り返れば、38歳で浪速区で開業し、今年で34年になります。

開業当初は1件の顧問先もない状態でのスタートでした。

最初の内はどのようにして顧問先を作っていくか、どう乗り越えて行くべきか不安との闘いで、夜も眠りにくかった事を覚えております。

若かったのでどうにかなったのでしょうか。

今では、顧問先も増えて、当初の心配は嘘のように思えます。

むしろ、近年は顧問先が増えないほうが楽で良いのではと贅沢な考えもする様な今日この頃になっています。

年齢と共に業務処理にかかる時間が少し長くなり、若い頃には感じなかった気力の低下、脳力の低下と闘いながらも、7回目の当り年を無事迎えられたら最高だと思っています。

税理士の道を選んだことに感謝しながら、家族も大切に、今後も頑張っていこうと思っています。



古希を過ぎたの挑戦

山科 和彦

6回目の年男となった。今後の目標をどうするか。

前回還暦の投稿では三つの目標を掲げていた。

一つ目は百名山の完全登頂制覇である。還暦の時点で92座登頂していた。その後、残り8座を順次踏破し、65歳で日本列島の北の果てに聳える利尻山を最後に、完全登頂を成し遂げた。

二つ目は金剛山の千回登頂である。これはすでに成し遂げ、今現在、1180回となっている。

三つ目はゴルフ百切りである。これはいまだに達成できず？にいる。

今後の目標は二つ、

一つ目は金剛山の千5百回登頂達成でその記念メダルをもらうこと。

二つ目は市民マラソンに参加して制限時間内に完走し、完走賞をもらうこと。古希になった一昨年、大阪マラソンに出場し、フルマラソンに挑戦、なんとか制限時間内に完走できた。しかしながら、フルマラソンはやはりきつかった。これからは10キロマラソンで時間制限の90分以内で走るのを目標とする。年を重ねるごとに時間内でのゴールは厳しいが、それがいつまでできるか挑戦してみたい。

三つ目は、二反以上ある耕作放棄地の開拓？ユニボという重機を使って3メートルも伸びた笹藪を刈り取り、田んぼに蘇らせるべく毎週末励んでいる。しかしながらこの地は、人っ子一人いない、いるのはイノシシ、タヌキ、アライグマなどの農作物を荒らす害獣であり、これらとの闘いでもある。今その生息地を探すべくドローンの免許取得中！

人生道半ば、古希を超え傘寿に向けて、「志ある者は事ついに成る」というこの諺を胸に秘めつつ、一步一步実現を目指して、毎日感謝の心を忘れず日々精進したい。



新年あけましておめでとうございます。今年で6度目の年男になります。それから税理士になって40数年になりますが、自分としてはあんまり年を感じたことはないんですけどもう70歳を過ぎてしまいました。そう思うと毎日の出勤で事務所の階段を3階まで上がるのも大変です。何年か前に4階が空室になったんで4階に事務所をあげようかと思ったんですが、今思えば3階のままで良かったと思えます。それから今となっていていろいろかんがえれば、父親は76歳で亡くなってしまいました。それで自分も76歳を無事過ぎて次の年男まで健康で迎えて仕事もそこそここなせて楽しい人生を過ごせればいいなと思ってるしだいです。そんなこと思って毎日難波に通っています。

あと何年出来るかわかりませんが、これからもよろしくお願いします。



新年あけましておめでとうございます。

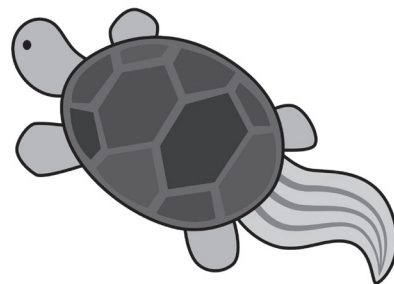
寄稿のご依頼を頂くまでは全然意識していなかったのですが「そういえば2025年は巳年だな」という感じです。

この12年を振り返ってみて一番の出来事は、やはり税理士試験合格・税理士登録・浪速支部での開業、そして先輩先生や同年代の先生方と出会えたことです。令和6年12月から開業4年目に突入しました。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年で48歳…。45歳を過ぎた頃から体力が衰えてきたなと実感しています。仕事での疲労もそうですが、日頃は運動をしないので、たまに体を使った後の筋肉痛が辛いです。

先日、2年ぶりにゴルフのお誘いがあり、そのために練習をしました。クラブに触るのも2年振りで、2日間で150球（1日目50球・2日目100球）打ちましたが、翌日の筋肉痛が辛かったです。練習から5日後の本番は散々なスコアでしたし、また筋肉痛が辛かったです。でも、今回はコツを少し掴んだので、ボールが真っ直ぐ飛んだ時の気持ち良さを感じることは出来ました。ちなみに2年前のゴルフのその前のゴルフは22年前です(笑)。

48歳を迎えて、「これからゴルフでもしてみるか!」という気持ちが少～しだけ湧きました。12年後の「当たり年を迎えて」の内容は「12年間のゴルフ上達」にしようかなと思います。



特 別 寄 稿



辻本昭一先生を 偲んで

篠田 格

辻本昭一先生と原仁一先生は、税理士登録番号が「14581」の辻本先生と「14574」の原先生は、ライバルであり同年度の税理士合格者です。原先生に登録で先を越されたことを気にされていました。

登録年は昭和39年で、税理士として辻本先生は60年活躍されたことになる。

先生によると、故赤川事務所の就職は、そろばん学校の助手をされていたので、数字に関係があったからだと言われていた。

大阪合同税理士会が、近畿税理士会に名称変更については、反対をされていた。その理由は五会の税理士会が合同したと言う時代を示しているのに、近畿税理士会は、地域の名称に過ぎないと述べていた。

なお、近畿税理士会の理事を2期4年勤められました。

いつも、にこにこ顔で穏やかで、酒も飲まれるが、崩れた姿を見た記憶がない。

故稲垣支部長時代に、一斉に新聞に顔写真と記事が載った。顧問先の倒産会社に対し、倒産前に会社の財産を処分し、隠すよう指導したと言う記事があった。

先生は警察に20日留置されたが、「会社の財産を隠すように指導した覚えがなく、潔白だ」と言い続けた。実際は倒産会社の社長が、ウソを言ったもので、先生は不起訴になったが、新聞には、この事件に対しては、一切の経過は載らなかった。この事件は、私が先生について詳細については、最後まで聞けなかった。

先生は、体格も良かったため、洋服はオーダーメイドで、おしゃれだった。奥様も大切にされ、よくお2人で旅行をされていた。後継者に育てられたのが鈴木義教先生であります。

どうぞ安らかにやすみ下さい。



恩師故辻本昭一先生 を偲んで

中谷 裕之

昭和56年4月、学生生活を終えた私は、麻雀とパチンコに明け暮れた4年間、当然可取線香の成績がゆえ（当時の言い廻しで成績は優・良・可の順、可ばかりの成績）就職戦線に敗れ「もう一か八か、税理士になって見返してやろう！」と決意し辻本昭一税理士事務所の門を叩きました。

当時昭一先生は40代半ば、血気に漲られ毎日東奔西走されておられるお姿を拝見しては「ああ！自分も将来、あの様に思いのまま、税法を駆使して毎日仕事出来る人間になりたいなあ」と思ったものでした。

受験仲間も次第に増え、仕事帰りに一献を交わす際には、やはり仕事内容の話題「もう、法人税の申告書を書いてんねんで！」「もう、担当者になって、社長と色んな話してるんや！」と小耳に挟む度に「俺は何にも出来てへんやんけ！」と落ち込む日々もありました。

そんな状況のなか、若気の至りか今では考えられない行動に出てしまったのです。仲人もして頂き、家内も働かせて頂いた昭一先生を裏切るかのように生意気にも「もっと仕事が覚えられる職場に移りたいんです」とお願いしたのです。

それから凡そ10数年の月日が経ち、平成4年4月にこの地、浪速支部で事務所を開業することになったのです。

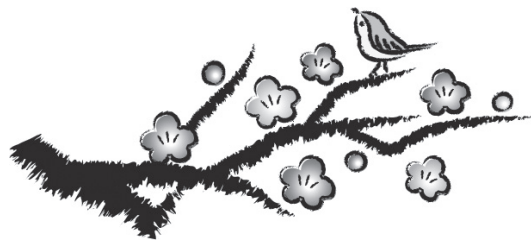
開業当初は右も左も判らない中、やはり頼ったのは昭一先生でした。

「まず、支部長のところへご挨拶に行きなさい」「浪速税務署の記帳指導業務を請けなさい」

「浪一会というゴルフ同好会に入って、早くゴルフを覚えなさい」「大変やけど、支部旅行には参加した方が良い」と裏切者の私にありとあらゆるアドバイスをして頂きました。有難うございました。

昨年9月に昭一先生の訃報の知らせを受けました。本当にビックリしました。恩返しも十二分に出来ないまま旅立ってしまわれたのです。感謝しても、感謝してもしきれない存在が無くなった出来事は、まるで両親を失った時の様な思いでした。

昭一先生、どうぞ安らかに眠り下さい。ご冥福をお祈り申し上げます。



支部厚生事業に参加して



支部旅行
支部ゴルフ(浪一会併催)
優勝寄稿

原 仁司

新大阪の千成瓢箪前に集合し、新幹線を待つのは何年振りだろう。

地球温暖化異常気象の影響で、未だ蒸し暑い夏日の9月15日である。

コロナも落ち着き、やっと通常運転での2度目の支部旅行初日、今回はゴルフ組には余りにもタイトな日程と猛暑のお陰で1組だけエントリーだったが、今回初日は全員で観光、呼子の烏賊で舌鼓を打ち、名護屋城・唐津城経由で一路旅館へ向かい、食事と共に旅行委員長の西本先生始め旅行委員の皆が練りに練ったイベントや2次会のカラオケで支部旅行らしいゆっくり楽しいひとりが過ぎた。2日目のゴルフは少し余裕もあり、2組7名で旅館からはさほど遠くない武雄・嬉野カントリークラブでのラウンドで、旅館のご厚意での送迎で向かう事となった。

久しぶりの高麗芝の速いグリーンとダブルペリ

アのハンデと良く喋る年期の入ったキャディーさんに恵まれて?、本人の思いとは裏腹に気付けば優勝していました。

年々支部旅行もゴルフ組も減少してゆく傾向に一抹の寂しさを覚えながら、又沢山の支部会員の笑顔で満たされることを夢見つつ、今年は支部45周年の記念事業としての旅行先やゴルフ場に思いを馳せる今日この頃です。

それより気掛かりなのは、同じような棒の筈なのに魚釣り大会では3年連続坊主続きで、益々太公望の境地に近づいている事でしょうか・・・ファイティン!!!



会 員 情 報

【新入会】 ようこそ浪速支部へ

小山真左人	会員	堺支部より
植田 豊仁	会員	葛城支部より
谷 武男	会員	入会

【転出・廃業】 お世話になりました

中本 真一	会員	宇治支部へ
-------	----	-------

【弔 辞】 謹んでお悔やみ申し上げます

辻本 昭一	会員	(令和6年9月5日)
-------	----	------------

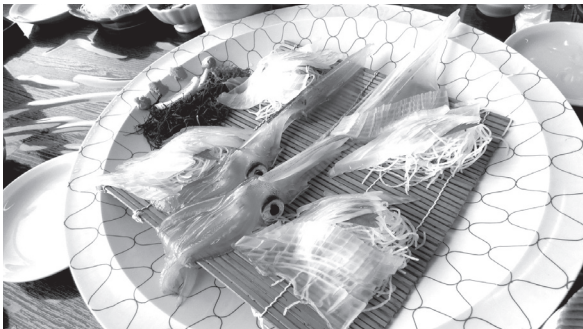


支部旅行に参加して

天野 利彦

去る令和6年9月15日、16日に実施された支部旅行に初めて参加させていただきました。新大阪駅で集合し、新幹線で一路博多駅へ、そこからバスで今回の目的地、佐賀県への移動になります。

まずは最初の目的地で昼食です。唐津市呼子の「海舟 本店」さんで呼子のイカ料理をいただきました。新鮮な呼子のイカのお造りとはこんなに透き通っているのかとまず目で驚き、さらに食べてもしっとりとしつと、しっかりとした食感に加え、優しい甘みが何とも美味しく驚きました。イカ焼売や、他のお料理のおかげもあってご飯のおかわりがすすんでしまいます。また追加でいただいた大ぶりのゲソの唐揚げがこれまた絶品で、すでに膨らんできたお腹でもどんどん食べれてしまいました。早速お腹パンパンです。



次いで、同じく唐津市にある唐津城に向かいます。有名な虹の松原を眺め、城内では唐津焼や多くの絵などの展示品を拝見し、唐津の文化に触れることができました。

本日のお宿は、日本三大美肌の湯とされる嬉野温泉、ホテル華翠苑さんです。ゆっくり温泉に入るなんて久しぶりのことでしたので、しっかり目

に堪能し、いよいよ宴会に向かいます。宴会では普段はあまりお話ししたことのない先輩先生方と、プライベートなお話ができたり、和気藹々とゲームをしたり、大変ありがたく貴重な時間でした。溝口先生から日本酒の差入も頂戴して、こちらも大変おいしくいただきました。ありがとうございました！

宴会ののちはカラオケに移動し、せっかくなので嬉野温泉街の散策も行ってきました。

翌日は観光組とゴルフ組に分かれ、私はゴルフ組に参加、武雄・嬉野カントリークラブに向かいます。お天気も何とかもち、やっぱり遠征先でのゴルフはいつもと違う雰囲気です。成績は参加者中、最下位です。こちらはいつも通りです。



ゴルフが終了後、観光組と合流し、吉野ヶ里遺跡へ向かいます。あいにく天気が悪くなってきたため、少しだけの見学になってしまいましたが、それでも弥生時代のこの遺跡の迫力を感じることができました。

そして帰路、博多駅へ向かおうとバスに乗り込んでほどなく、強烈な雷雨となり、なんとか全行程をさほどの雨にあたらずまわれたのは幸いでした。

初めての支部旅行、大変満喫させていただきました。旅行委員長の西本先生をはじめ、委員の先生方お疲れ様でした。ご一緒させていただいた先生方、ありがとうございました！



同 好 会 だ よ り



釣り大会

夫馬 竜司

11月9日土曜日、毎年恒例の11月第二土曜日のイベントです。今年は久しぶりに家族が参加するということで、次女の綾香と二人で参加しました。1週間前ほどの天気予報では雨も心配されていたのですが、見事に晴れ、朝と昼間の寒暖差はありましたが海も穏やか、絶好の釣り日和となりました。

今回は参加者が少なく、14人でした。ここ最近では20人を超えている状況のようでしたのでこじんまりとした会とはなりましたが、例年通り2桁での釣りとなり、その分のびのびと逆に楽しめました。この釣り大会には毎年、レアキャラの新見先生が徳島からはるばるやって来られます。いつも大量に釣って帰られるので、今回は先生の横に陣取り子供と二人で大漁を願って準備をしました。

午前7時過ぎにスタート。最初のうちは順調に釣り上げ二人で鯛を5匹釣りました。後半は浮きがうんとともすんとも言わず、ただただ穏やかな海の上を平穩に浮いていました。釣り堀全体を見回しても後半は比較的静かな時間が流れていた感じでした。午後1時過ぎにタイムアップ。二人ともシマアジが欲しかったのですが、残念ながら釣れませんでした。次女は、前回に私が釣ってきた6匹を超える数を釣り上げたかったそうでしたが願い叶わず。今年

は中学校2年生、一緒に来てくれるかは分かりませんが、久しぶりに参加して楽しんだとのこと。次回も一緒に来ることを楽しみに、令和6年の釣り大会を終えました。



麻雀大会優勝

清水 章

10月21日(月)午後1時半から麻雀クラブ南にて、総勢10名、3人打ちが2卓、4人打ちが1卓で麻雀大会を開始しました。前年のこの会では、私は最下位だったので、今回は期するものがありました。

1回戦は3人打ちで、原支部長と中谷先生との対戦で、お二人の調子上がる前に運よくトップになりました。2回戦は上位者との対戦のため卓を移動し、岩崎先生、中谷先生、平田先生との4人打ちになりました。平田先生とは、初対面だったため、打ち方を探りながらの対戦となりましたが、平田先生は、ツモ切りが多くて、打ち方がよく読めませんでした。岩崎先生には、かなり手を読まれている感はありましたが、何とか私の捨て牌をひっかけ等で駆使しながら、あがることができました。3・4回戦は、岩崎先生、中谷先生、平田先生との対戦になりました。中谷先生には、今回は無理かなと諦めかけたところで、ハイテイで振り込んでいただきました。1回戦からトップに立ち、最後までトップを譲らずの完全優勝でした。

前回優勝された実力者の鈴木先生は、御自分が参加できれば優勝争いに加わることができたのではないかと悔まれているのではないかと思います。表彰式は、居酒屋 成で行われ、勝利した後のお酒と韓国料理はおいしかったです。

今日は、優勝したことはもちろん嬉しいのですが、しばらく支部活動を休止していたため、皆さんに久々にお会いできて何より嬉しかったです。

最後に、この度、麻雀大会を設定していただいた藤本厚生委員長、表彰式の写真撮影にわざわざ来ていただいた夫馬広報委員長に感謝いたします。これからもよろしくお願いします。



青年部 だより



青年部長
谷 祐 司

新年あけましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素より青年部活動への深いご理解と格別のご協力を賜り、青年部一同より厚く御礼申し上げます。

令和6年9月30日(月)に道頓堀ホテルで行われました、第29回青年部定期総会におきまして、無事に全ての議案に承認をいただきまして誠にありがとうございました。青年部活動と致しましては、12月2日に機関紙の「なみせいだより第32号」を発刊し支部会員先生にお届けいたしました。ファミレクの様子など多くの写真が掲載されています。いかがでしたでしょうか？本年度のファミレ

クも既に企画が進行中ですので、期待してお待ちください！

さらに、12月12日(木)には「顧問先との信頼関係を築くコミュニケーション術」をテーマとした認定研修に続き、青年部が主催する意見交換会を開催し、余興のメイドさんとのキュンキュンタイムでは、楽しい時間を共有することができました。新たな年も青年部メンバーでアイデアを出し合い、有意義な青年部活動に取り組んで参りたいと存じます。

結びにあたり、新しき年のご多幸を祈念申し上げますとともに、青年部に対しまして一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。





DX時代の 経営を ナビゲート

**日本の
企業を
元気に!**



MJS公式キャラクター「ミロにゃん」





MJSミロク情報サービス

MJS

🔍



MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。東証プライム上場(証券コード:9928)

大阪支社 〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6311-3690

本 会 だ よ り



本会専務理事
榮村 聡二

新年明けましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素から本会の会務に対しまして、多大なご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、その発足から60周年の節目となった昨年、「60年の歴史を誇りに 新たな一歩へ」のスローガンの下、さまざまな記念事業を実施いたしました。支部の皆様にも大変お世話になりました。なかでも若手会員や女性会員の会務参加への促進をテーマにした記念シンポジウムでは、多様性の取り組みや、持続可能な会務運営についての議論が行われ、若手会員の更なる活躍を

願う支部運営の参考になったのではないのでしょうか。

今後も、本会でも多くの事業を開催する予定です。浪速支部選出の理事として本会の情報を出来るだけ早く皆様にお届けし、支部運営に積極的に貢献できるよう頑張っていく所存です。

本年は「大阪・関西万博」が開催されます。大阪が活気や希望に満ち溢れ、支部の皆様にとって、実りある充実した年になることを心より祈念申し上げます。



経費精算を
ワンストップで。



ICSデジタルクリップ

powered by 日本ICS

顧問先の経費精算における紙の申請書や
領収書のやりとりを簡単にデジタル化！

『ICS デジタルクリップ』は、顧問先での出張費や交際費などの経費精算業務における紙のやりとりをデジタルで管理。申請や承認作業はスマホ対応の為、外出先でもすきま時間に行うことができます。会計事務所とデータ連携もでき、業務効率を各段にアップさせます。

ICSデジタルクリップ

powered by 日本ICS



申請



承認



経費精算



「財務処理 db」もしくは
「経理上手くんα」で
データを連携！

データ連携



日本ICS
TIS INTEC Group

大阪本社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-3-31
うえほんまちハイハイタウン11F
TEL 06-6773-3881

無料 資料請求受付中▶▶
業務改善に迷ったら日本ICS までご相談ください！
<https://www.icsics.co.jp/contact>



区民まつりに参加して



ナニワ区民まつりに参加して

安 井 貴 生

去る令和6年10月20日(日)、第50回ナニワ区民まつりが開催され、前回に引き続き「税金クイズ」のブーススタッフとして参加いたしました。前回までは、難波中公園&浪速スポーツセンターでの開催でしたが今回は浪速公園の野球場という広い会場での開催とあって、よりイベント感溢れる開催となり多くのお客さんが来場されておりました。

午前午後それぞれ250人、合計500人に回答頂いて景品くじを引いて頂くのですが、開始前からすでに多くのお客さんが列をなしており相変わらずの人気ブース。皆様のお目当てはもちろん特賞の自転車です。2台用意されていましたが最後の1台になかなか当選が出ず、終了間際まで残っていましたが無事に当選者も出て、来場者の皆様も喜んでいただけたと思います。

そして今回は浪速区商店会連盟様が何と「メイド喫茶」を出店されておられました。区民まつり

では初めての出店との事です。同じく参加されていた先生方も気になって仕方ない様子(笑)。昼食の後、ちゃっかり皆で連れ立ってメイドさんの手厚い接客を受けてきました。

さて、今年は「浪速区制100周年」という事で、区民まつりもより盛大に開催されるのではないかと予想されます。大きな節目となる今年の区民まつりにも是非参加したいと思います。



不動産売買をご検討中の関与先様を

日税不動産情報センターにご紹介ください!

相続不動産の対策

財産評価サポート

事業承継不動産 M&A

価格査定調査

相談無料 お気軽にご相談ください。

※案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社 株式会社 日税不動産情報センター 大阪支店

お問い合わせは TEL.06-6949-4664

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町
1丁目5番4号 近畿税理士会館11階





新入会員ご紹介

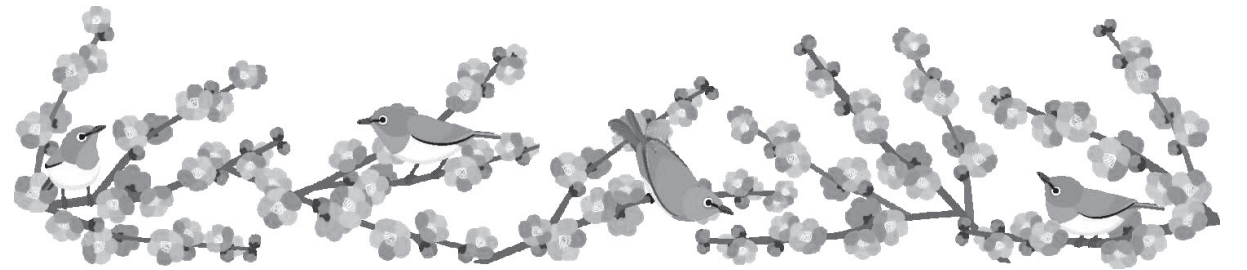


谷 武 男

事務所 浪速区元町1-5-7
ナンバプラザビル5 階
岩崎勇作税理士事務所
TEL 06-6634-0770

令和6年10月に税理士登録をし、浪速支部に入会させて頂きました谷武男と申します。
岩崎勇作先生の事務所で税理士としてスタートいたしました。岩崎勇作先生の事務所に入社し20年以上勤務させて頂き、この度の税理士登録も

岩崎勇作先生や仲間たちの支えがあってこそだと、感謝しております。
今後は、税理士として税務業務および経営に関するアドバイス業務を通じて顧問先様の成長と繁栄に貢献し、顧問先様のかけがえのないパートナーになり得よう邁進いたします。そして、税理士として社会に貢献出来るように努めたいと考えております。
まだまだ至らないことも多くあり浪速支部の諸先生方にご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



俳壇

たから舟

秘アイゼンと語りつ同行二人めき めごとは秘め事にしてマスクの瞳め 大野 裕康	先輩や献杯の聲月冴ゆる わんさかと喜寿の憧憬たから舟 辻本 友明	炊きたての気持ち大盛り寒卵 去年は憂し今年は万事穏やかに 岡 正	初雪や手酌熱爛うんと云ひ 春来たり川瀬の音も光りをり 岩橋 一好	秋夜長遺影を求めしたりおり 年玉も孫の成長印たる 篠田 格	撞く鐘の八方にして初御空 一村をこじ開けるかに初日の出 檜垣 典仁
--	--	--	--	-------------------------------------	---

委員会だより

支部行事報告
(令和 6 年 8 月～令和 6 年 12 月)

総務委員会

- 会員数 (R6.11.30 現在)
 - 正会員 122 名
 - 税理士法人 9 社
 - 準会員 9 名
- 総務委員会
 - 開催なし
- 正副支部長会
 - R6.8.9 浪速支部事務局
 - R6.11.21 書面決議
- 署・支部懇談会
 - R6.8.9 浪速税務署
 - R6.9.30 浪速税務署
- 支部役員会
 - R6.11.21 書面決議
- 支部長会
 - 開催なし
- 本会と支部役員との連絡会議
 - R6.10.28 シェラトン都ホテル大阪
- 支部役員と顧問・相談役との懇談会
 - R6.12.9 たちばな松竹座店
- 第三支部連合会
 - R6.10.24 シェラトン都ホテル大阪
- 夏季総会
 - R6.8.9 ホテルモントレグラスミア大阪
- 浪速区民まつり
 - R6.10.20 浪速公園
- 日本政策金融公庫との意見交換会
 - R6.11.15 同公庫玉出支店
- 税を考える週間行事
 - R6.10.31 納税表彰式
ホテルモントレグラスミア大阪
- 浪速区租税教育推進協議会主催による税についての作文の表彰
 - 支部長賞 大阪市立難波中学校 3 年
橋本美羽
- 浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する習字の表彰
 - 支部長賞 大阪市立難波元町小学校 6 年
佐藤立虎
- 国税庁、浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する作文の表彰
 - 支部長賞 大阪府立今宮高等学校 1 年
岩本安希乃
- 名札 (浪速税務署玄関前)
 - 〈新入会 7 枚〉
小山真左人・平田明・平田公一・植田諭
鈴木義教・植田豊仁・谷武男

〈取外し 5 枚〉

中本眞一・植田諭・辻本昭一・鈴木義教
小山真左人

● 今後の支部行事予定

R7.1.10 冬季総会
ホテルモントレグラスミア大阪

経理委員会

平素は支部会費納入につきまして、支部会員並びに準会員先生方のご協力に心より感謝致しております。

支部規約第 45 条に基づき、事業年度の中途における特例として、新しく当支部に所属された会員につきましては、所属された日の属する月から会費を徴収させていただき、転出された(退会者を含む)会員につきましては、転出された日の属する月から会費の返金を行っております。

令和 6 年 11 月 30 日現在、未だ会費未納の先生がおられますので、早急に下記口座へお振込下さいますようお願い致します。

経理担当副支部長 山口 弘 (☎6648-5655)

※ 郵便振替口座

00900-5-137999 近畿税理士会浪速支部

※ 銀行振込口座

三菱 UFJ 銀行／難波駅前支店

普通預金 No. 0671209

口座名 近畿税理士会浪速支部

副支部長 山口 弘 (ヤマガチヒロム)

業務対策委員会

● R6.12.16

支部業務対策担当者会議 3 階・会議室 (WEB 会議)

書面添付制度の普及に向けた取り組みについて 他

● 被災状況報告訓練

本会において、「防災の日」である 9 月 1 日を含めた 8 月 29 日～9 月 4 日の一週間に、災害発生を想定した被災状況の報告訓練が実施されました。支部からの報告者数は 52 名 (参加率 43%) でした。

情報システム委員会

●R6.9.12

令和6年度エリア別支部情報システム担当者会議
～本会部員と支部担当者との情報交換会～
近畿税理士会館3階・会議室

●R6.9.12

令和6年度支部業務デジタル化相談会
「これから始めるデジタル化」
～ペーパーレス化 編～
近畿税理士会館3階・会議室
支部からの参加者4名

●本会からの電子メール配信

本会からの電子メールで税務や研修についての最新情報を受け取ることができます。本会の会員専用ホームページから、電子メールアドレスの登録をお願いします。

研修委員会

●支部認定研修

令和6年度第三回

日 時 令和6年8月9日
14:30～16:00

場 所 ホテルモントレグラスミア大阪
講 師 司法書士 池内 宏征 先生
テ ー マ 相続登記の義務化の実務最新情報
参加者数 36名

令和6年度第四回（青年部共催）

日 時 令和6年9月30日
14:00～15:30

場 所 道頓堀ホテル
講 師 税理士 安井 貴生 先生
テ ー マ 非居住者等との不動産取引の税務
参加者数 26名

令和6年度第五回（青年部共催）

日 時 令和6年12月12日
15:30～17:15

場 所 道頓堀ホテル
講 師 鬨橋 奈緒子 先生
テ ー マ 顧問先との信頼関係を築くコミュニケーション術
参加者数 28名

広報委員会

支部報「近税なにわ」の発行のため、編集・校正会議を実施した。
第69号（発行日：令和7年1月1日）

委員会活動

●R6.12.6

場 所 事務局
議 題 第3回委員会及び編集・校正会議

●R6.12.11

場 所 事務局
議 題 第4回委員会及び編集・校正会議

●R7.1.1

「近税なにわ」第69号発刊

租税教育推進委員会

●租税教室

浪速区租税教育推進協議会の実施する租税教室の講師として会員を派遣しました
R6.9.18 大阪市立難波中学校
講師 天野利彦会員

●その他

R6.10.17 本会の「支部租税教育担当者会議」
議題 本会が求める租税教室他
1名参加

厚生委員会

●夏季意見交換会

R6.8.9
参加者 43名（来賓6名）

●同行会行事（浪一会）

（第421回）R6.8.6 泉ヶ丘カントリークラブ
参加者 9名

優勝 深田 節夫 G 119 N 79
2 位 天野 利彦 G 102 N 80
3 位 溝口 隆夫 G 83 N 80

（第422回）R6.9.16 武雄・嬉野カントリークラブ
参加者 7名

優勝 原 仁司 G 95 N 72.2
2 位 溝口 隆夫 G 84 N 73.2
3 位 中野 孝治 G 96 N 75.6

(第423回) R6.10.8 花吉野カントリークラブ

参加者 11名

優勝 藤原 伸彦 G 97 N 85

2 位 西本 毅 G 94 N 86

3 位 原 仁司 G 91 N 87

(第424回) R6.11.7 北六甲CC東コース

参加者 4名

優勝 原 仁司 G 99 N 96

2 位 中谷 裕之 G 111 N 104

3 位 柏山 行雄 G 115 N 105

(第425回) R6.12.3 伏尾ゴルフクラブ

参加者 8名

優勝 原 仁司 G 95 N 75.8

2 位 藤原 伸彦 G 107 N 77

3 位 柏山 行雄 G 111 N 77.4

●支部旅行

R6.9.15～16(日～月) 佐賀・嬉野温泉方面

参加者 20名

●魚釣り大会

R6.11.9(土) 海上釣堀オーパ

参加者 14名

●麻雀大会

R6.10.21(月) 麻雀クラブ南

参加者 11名

●今後の行事予定

・冬季意見交換会

R7.1.10(金) ホテルモントレグラスミア大阪

日の3日間、当事務局において令和6年分所得税確定申告無料相談会に延べ15名の先生方に従事していただくことになりました。納税協会主催の決算・申告相談に6日間・延べ12名の先生方に従事して頂くこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

●「税理士による税の相談日」への会員派遣

浪速納税協会主催の税の相談業務に、第2・第4水曜日各1名ずつ5名の会員を派遣し、従事していただいております。

(中平浩史・山下隆平・野口明子・山本克彦・櫻井正洋各会員)

●「浪速税務署記帳指導」への会員派遣

浪速税務署の行う記帳指導に会員を派遣し、従事いただいております。

(天野利彦・羽田間各会員)

●「簿記教室」への会員派遣

例年実施していた浪速納税協会主催による「簿記教室」ですが、令和6年9月より6回に分けて実施しております。

●「テーマ別税法研修会」への会員派遣

例年実施されていた浪速納税協会主催による「テーマ別税法研修会」は、令和6年8月より6回に分けて実施しております。

税務支援対策委員会

令和6年度の所得税確定申告期が近づいて参りました。支部会員の先生方には確定申告相談業務への従事につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。本年も複数の税務署が合同で設置する『令和6年分所得税確定申告期における無料税務相談会(合同会場)』について税理士従事があります。浪速支部は、令和7年2月28日に梅田スカイビル会場を担当することになり、つきましては、5名の先生方に従事していただくことになりました。

また、浪速支部での独自事業についても前回同様、整理券方式を採用することを予定しております。つきましては会員先生方には浪速支部での独自事業として令和7年2月18日・20日・25

綱紀監察委員会

我々税理士には、税理士法第1条に規定する税理士の使命及び職責から、高い品位と広く深い学識を保持しなければなりません。また、一方で税理士会には、税理士法において「税理士の品位保持に関する規定」が税理士会の会則の絶対的記載事項とされているところにより、会員の品位保持に関する事業を行い、税理士の義務の遵守の徹底と非違行為の防止を図ることが社会から求められています。

支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを求められています。

会員先生方には税理士関係法令等に規定される義務規定の再認識の促進及び職業倫理観の向上を図っていただき、会員の適正な業務執行に資することをお願いいたします。

近畿税理士会浪速支部の皆様へ

税理士の、税理士による、
税理士のための共済組織、
それが「日本税理士共済会」です。

近税グループ保険と共に、
皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

1月下旬にお届けする
共済会からのお知らせも
是非ご覧ください

税理士団体保障
おしどり保障
個人年金



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



電話 (03)5740-0321 FAX(03)5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIICHI 大同生命保険株式会社

近畿税理士共済南支社/大阪府大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)
TEL 06-6213-5901

T&D
T&D保険グループ

税 務 署 だ よ り

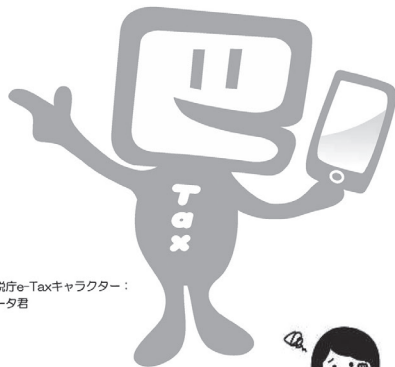
税金の納付は

簡単・便利な

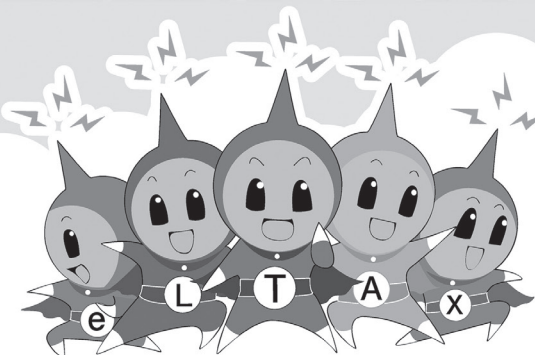
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…

- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



国税庁



総務省



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

具体的な
手続きは
裏面へ→



ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付
口座振替依頼書を提出！



◀ 詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法是下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

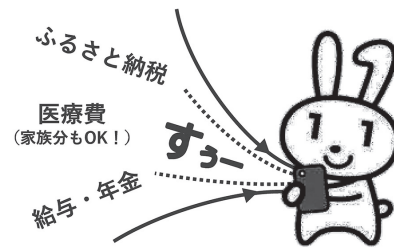
詳しい操作方法是下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度 ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

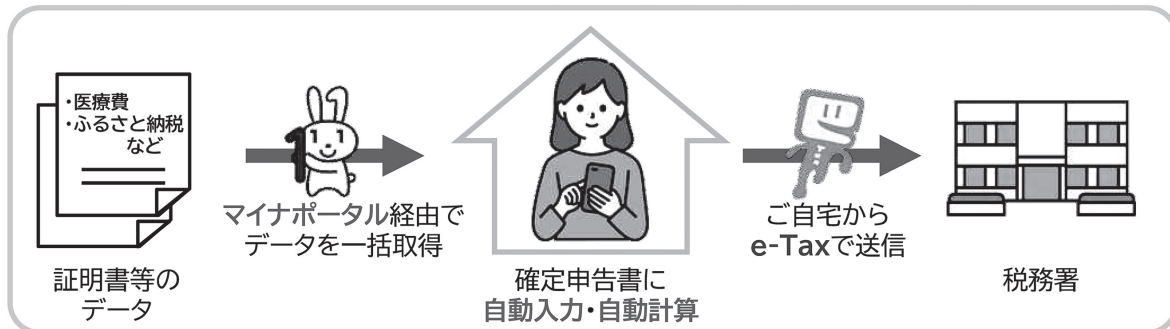
マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

＼ 利用した方から驚きの声！ ／

確定申告書の
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて楽！
入力の手間も
ミスもなく安心♪



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

マイナポータル連携を利用するための事前準備



手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします

必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ



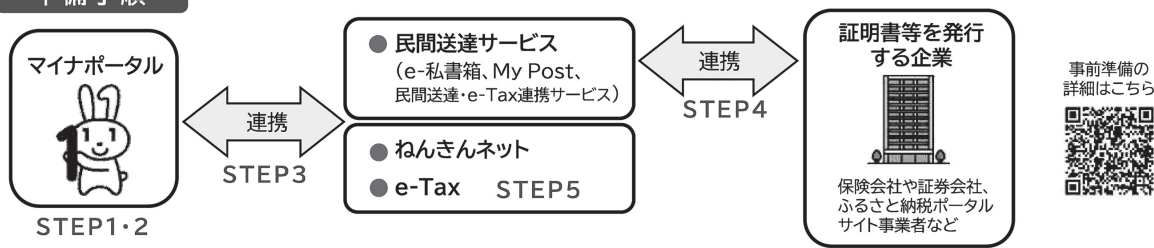
スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール

- ① 署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)
- ② 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



準備手順



STEP1

- ✓ マイナポータルで利用者登録
すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします



利用者登録はこちら

マイナポータル



STEP2

- ✓ 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択
証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します



確定申告の事前準備
ページはこちら

STEP3

- ✓ マイナポータルとe-Tax・民間送達サービス・ねんきんネットを連携
マイナポータルとe-Taxを連携した上で、取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス、ねんきんネットを連携します

STEP4

- ✓ 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携
 - 1 証明書等の電子交付サービスの利用者登録や電子交付への同意
※ 手続完了までに数日かかる場合があります
 - 2 企業連携の実施
民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します

STEP5

- ✓ e-Taxのマイページで情報取得希望の登録
給与所得の源泉徴収票情報等を確定申告書に自動入力する場合には、e-Taxのマイページで情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等が必要です



事前準備が完了したら、確定申告書の作成を開始！
確定申告書等作成コーナーからマイナンバーカードでe-Tax！



作成コーナー



国税庁 法人番号7000012050002

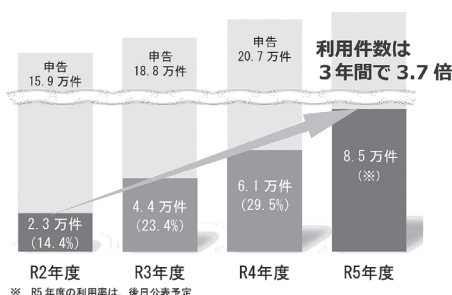
税理士の皆さまへ 相続税 e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政の DX の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加 相続税 e-Tax の利用件数は増加 ～多くの方がメリットを享受～

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24 時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代)・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ！

利便性は年々向上 税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1～)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5～)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6～)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

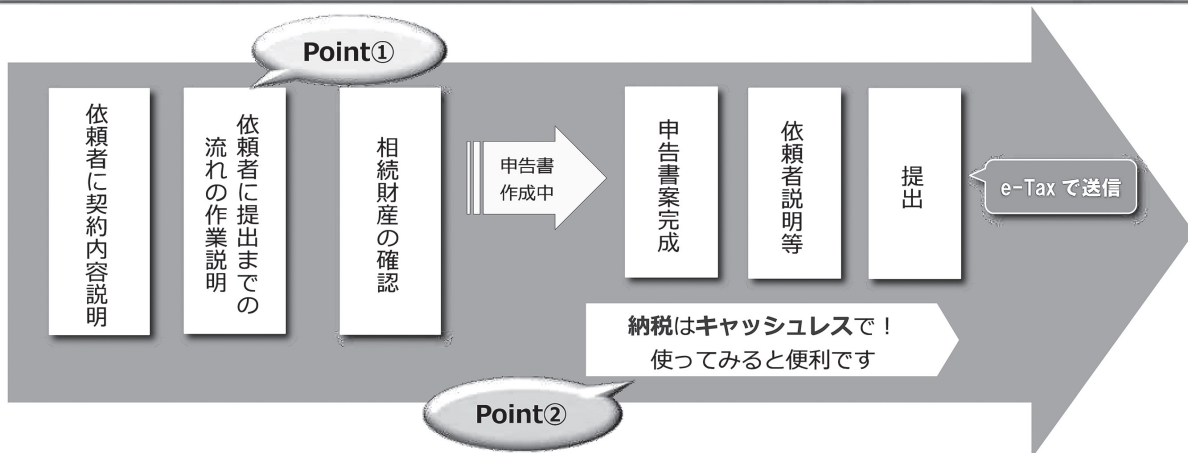
【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから



申告・納税は e-Tax で 相続税申告書の作成から e-Tax 送信の流れ



Point① まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等)全員の**利用者識別番号**を確認
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の
詳細はこちら

Point② 申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクト
の詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。**
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。

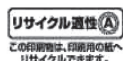


申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く)



この印刷物は、印刷物のリサイクルでできます。



国税庁 法人番号 7000012050002

e-Tax 申告法人の 4 社に 3 社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めた e-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告の Q&A

01

添付書類を含めた e-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Tax で申告した法人の 4 社に 3 社が、ALL e-Tax です。

02

e-Tax で送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL 形式・CSV 形式

◇勘定科目内訳明細書
XML 形式・CSV 形式

※ 上記の添付書類は PDF 形式による提出が認められていません。

03

CSV 形式で財務諸表を作成し、e-Tax で送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube

「国税庁動画チャンネル」



国税庁 法人番号 7000012050002

Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある

会計ソフト

XBRL
OR
CSV
財務諸表
データ

→

税務（申告）ソフト

税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない

会計ソフト

CSV
財務諸表
データ

→

作成

標準フォーム
CSV
財務諸表
データ

→

e-Taxソフト 又は
税務（申告）ソフト（※）

標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check



財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信

税務（申告）ソフト

XML
申告
データ

→

XBRL
財務諸表
データ

→

税務署
(e-Tax)

パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信

税務（申告）ソフト

XML
申告
データ

→

税務署
(e-Tax)

▼

e-Taxソフト
(追加送信)

XBRL
OR
CSV
財務諸表
データ

→

税務署
(e-Tax)

※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページを
ご覧ください。

財務諸表データの送信

▶





25

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和 7 年 1 月からの 申告書等の控えへの 収受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、**申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和 7 年 1 月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Tax が大変便利です。

e-Tax を利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Tax ホームページでは、e-Tax のご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q & A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら





～共同事業にご参加ください～

みなさまのご参加・ご協力がさらなる発展につながります

阪奈税協は…「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図る」ことを目的としています。
(定款第1条) スケールメリットを活かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

近税共済

大同生命と提携し、総合事業保障プランの加入促進を図っています。

◎保険事業

登録代理店が「総合事業保障プラン」を推進することにより、関与先の安定と継続に大きく役立つとともに、登録代理店への収入にも繋がります。

総合事業保障プラン

大同生命の「代理店制度」へのご協力お願い

- 関与先への人的なリスクマネジメントの実践や事業承継に役立ちます。
- 保険指導の基礎となる標準保障額の算定・提示に役立ちます。
- 事務所の保険指導体制の構築に向けて大同生命がサポートします。
- 新たに代理店登録いただいた組合員へ商品券を進呈しております。

その他こんなものも…

◎集金代行業務の斡旋 ◎定期刊行物購読の斡旋 ◎冠婚葬祭の会員優待割引

全税共

生命保険会社14社と提携し、VIP大型総合保障制度、全税共年金の加入促進を図っています。

◎VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 (集団協定期保険)	経営者 保険総合プラン	経営者 スーパープラン
団体所得補償保険	新・団体医療保険	介護・がん補償保険

◎全税共年金

全税共年金の 魅力	掛金は 月々1万円 から	年金の 受取方法は 3種類	安定的な運用 管理・運用手数料が 低廉
--------------	--------------------	---------------------	---------------------------

その他こんなものも…

- ◎顧客紹介制度 ◎PET検診・人間ドックが優待料金で利用
- ◎介護無料相談 ◎健康相談・セカンドオピニオン
- ◎ホームセキュリティ ◎みまもりサポート ◎全税共個人型DC
- ◎ホールインワン100万円保険の団体割引



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
(近畿税理士会館11F)
TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800
URL : <https://www.hanna-zeikyo.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

1 売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...

月額20万円
まで
掛けることが
できます!

2 加入し、掛金を積み
立てておけば...

回収困難となった売掛金(被
害額)相当の資金を調達でき
ます。(最高8,000万円まで)

3 「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

1 年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!

2 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

3 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

控除	⑪
社会保険料控除	⑫
小規模企業共済等掛金控除	⑬
生命保険料控除	⑭

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構

さらに詳しい内容については下記にお問い合わせください

近畿税理士会 全国税理士共栄会 指定代理店
大阪・奈良税理士協同組合
株式会社 日税サービス
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号ACN天満橋ビル5階
TEL 06-4794-0071 FAX 06-4794-0077

その他取り扱い商品

- 全国税理士共栄会
 - 団体所得補償保険
 - 新・団体医療保険
 - 団体長期障害所得補償保険
 - ビジネスマスター・プラス
 - 経営者保険総合プラン
- その他生損保
 - 生活障害保険・変額保険など
 - 各種損害保険

- 近畿税理士会
 - 団体総合生活保険
 - 団体テナント総合保険
- 大阪・奈良税理士協同組合
 - 中小企業退職金共済
 - ゴルフ保険
 - 集団火災保険
 - 集団自動車保険

PHOTO



支部旅行（吉野ヶ里歴史公園）



支部旅行（唐津城）



区民まつり



中学生の税についての作文

題名「身近な税金の使い道について」
大阪府立難波中学校 三年 橋本 美羽

私は、まず税とは何かを調べました。分かったことは、国や都道府県、市区町村では、私達が健康で文化的な生活を送るために個人ではできないさまざまな仕事（公共サービスなど）をしています。その費用は、国民みんなから出しています。これを「税金」といいます。税金は、国民みんなから出しています。

次に税金の使い道についてです。私たちが納めた税金は、身近なところで使われています。一番多く使われているのは、社会保障にかかるといいます。社会保障とは、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、福祉などの公的サービスのことをいいます。もう少し具体的に調べました。

一つ目の医療では、かぜを引いたり、けがをしったりして病院で手当てをしてもらったり、税金がかかります。かかった金額の一部には税金が使われています。二つ目の年金では、老後安心して暮らしていくために国から受けとる年金の一部には税金が使われています。年金は六十五才から受け取るようになります。

三つ目の介護では、年をとって体が思うように動かなくなったり、時など介護サービスを利用した時にかかる金額の一部には、税金が使われています。その他にも、心や身体に障害のある人や、生活に困っている人々を助けるための税金にも税金が使われています。このように私たちの健康や生活を守るために税金が使われています。

また私たちが通っている学校にも税金が使われています。例えば、教室の机や椅子、教科書、授業で使うパソコンや体育用具などに税金が使われています。もし学校に税金が使われていなかったらどうなっているのでしょうか。教室の机や椅子、教科書、授業で使うパソコンや体育用具などが全て個人でお金を負担することになります。税金は、税金が使われていることによって学校で使う道具や教科書などが無償で使われています。

このように身近に税金が使われていることが分かりました。私たちは税金が使われていることによって日々の生活を送れています。税金を納めている方々に感謝し、税金はすごく大切な物だと頭に入れてこれからの日々を送っていこうと思いました。

近畿税理士会浪速支部長賞

税についての作文 支部長賞

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

「近税なにわ」69号を発行出来ました。今事業年度に夫馬委員長に広報部員で協力御願ひしたいと言われて何の役にも立ちませんが広報委員に名前を連ねているしだいで今事業の最後になると思うのですが、委員長から編集後記をお願いしますということになりました。

毎回夫馬委員長の手際の良い編集会議で、会員先生方に新鮮な支部行事をお届けされてると思います。今回で現事業年度の支部報の最後になるとおもいますが、今後の「近税なにわ」へのご協力よろしくお願ひいたします。最後になりますが今年も良い年になりますように。

(渋谷 忠芳)